

地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律案に対する修正案要綱

- 1 国の責務として、温室効果ガスの排出の抑制等のための技術に関する研究開発の推進及びその成果の普及に努めるべきことを追加すること。
(第三条第五項関係)

- 2 国が地球温暖化に関する国際協力を推進するために必要な措置等を講ずるに当たり、我が国の経済社会が国際的な密接な相互依存関係の中で営まれていることに鑑み、我が国に蓄積された知識、技術、経験等を生かして、行うべき旨を追加すること。
(第三条第六項関係)